


所管部課	子育て支援部 子育て支援課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市母子保護の実施に関する規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）の一部を改正する規則の施行に伴い、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・別表「母子保護の実施費用徴収基準」中、世帯区分D階層第14階層の徴収金額を、170,200円から255,300円に変更 ・文言の整理 <p>(2) 施行日 公布の日</p> <p>(3) 影響及び効果 過去の実績から、影響を受ける者はいない見込み</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。